

助成金実務研究会会則

第1章 総則

第1条 (名称)
本会は、「助成金実務研究会」と称し、東京都社会保険労務士会の「自主研究グループ」に登録する。

第2条 (目的)
本会は、会員相互に、助成金についての情報・知識等を収集研究発表することにより、社会保険労務士としての専門知識を深め、地位向上を図ることを目的とする。

第3条 (事務局)
本会の事務局を代表の事務所に設置し、運営にあたる。

第2章 活動

第4条 (活動)
本会は第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 助成金についての情報収集・研究・発表
2. 講演会・講習会・研究会等の開催・参加
3. 研究発表会の開催・参加
4. 広報活動
5. 東京会への活動状況報告
6. その他本会の目的達成のために必要と認められる活動

第3章 会員

第5条 (会員)
本会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成しその区分は、次のとおりとする。

1. 正会員 社会保険労務士の資格を有する者で、本会に入会を認められた者。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動に協力しようとする者で、本会に入会を認められた者。

第6条 (加入)
本会に加入しようとする者は、会の承認を得て会費納入により効力が発生する。

第7条 (退会)
会員が本会を退会しようとするときは、その旨を代表世話人に申し出なければならない。但し、次の各号に該当するときは自動的に退会とする。

1. 会員が死亡したとき。
2. 正会員が社会保険労務士でなくなったとき。

3. 正会員・賛助会員が会費を納入しない場合。

第8条 (除名)

本会は、会員が次の各号に該当するときは、会の承認を得て、会員を除名することが出来る。

1. 本会の事業への参加を著しく怠ったと判断される時。
2. 本会で定めた規約等に違反し、または違反しようとする時。
3. 本会の会費を3回督促されても納入しない時。
4. その他本会および会員に対し不当の信用失墜または名誉を毀損したとき又はしようとしたとき。

第9条 (会費)

本会の会費は、別途「助成金実務研究会」運営規約に定める。

第4章 組織

第10条 (組織)

本会の組織および会の運営機関として下記のとおりとする。

世話人会
総会
研究会

第11条 (世話人会)

世話人として、代表1名、副代表1名、連絡担当1名、研修担当1名、会計担当1名を置く。世話人の任期は、1年とする。(兼任・再任は妨げない)
但し、任期の途中で交代選任された世話人の任期は、前任者の残余任期とする。
世話人は、総会において選任され、承認されるものとする。
また 必要に応じ補助スタッフを置く事が出来る。

第12条 (総会)

総会は、年度終了後原則として2か月以内に定期総会を開催し決定事項の承認を得る。また 必要に応じ臨時に総会を召集開催できる。

第13条 (研究会)

研究会は、会員相互の情報交換、研究発表の場とし、原則として毎月1回以上開催される。

第5章 会計

第14条 (経費)

本会の経費は、次の収入をもって充たす。

1. 会費
2. その他

本会の経費は、次の支出に対して支払う。

1. 研究会発表者への資料費等
2. 研究会運営の会場費・通信費
3. 会員に配布する書籍等
4. 懇親会開催時の補助
5. 世話人に対して交通費・通信費等
6. その他

第15条 (会計)

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。
2. 会計担当者は、毎年度終了後原則として2ヶ月以内に収支報告書を総会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 (補 足)

第16条 (会則の改廃)

本会則の改廃は、世話人会で起案され、総会にて承認を得る。

(運営規約)

本会の運営に当たって、本会則に定めのない運営に関する事項は、別途「助成金研究会 運営規約」に定める。

第7章 (附 則)

第17条 (実施)

本会則は、平成14年10月 5日から実施する。

改正 平成17年2月5日 第3条、第11条

改正 令和3年2月20日 一部改正

以上